

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会 長 川 崎 裕 子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服
申立てについて（答申）

平成 20 年 6 月 20 日付け大住吉区民第 126 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 20 年 5 月 7 日付け大住吉区民第 83 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 20 年 4 月 22 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市より、大阪市地域女性団体協議会を経由して事業委託金及び補助金交付を受けている『住吉区女性団体協議会』の役員氏名及び平成 19 年度の精算（収支決算）報告書の公開を請求する。」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 部分公開決定

実施機関は、本件請求のうち「大阪市より、大阪市地域女性団体協議会を経由して事業委託金及び補助金交付を受けている『住吉区女性団体協議会』の役員氏名」に係る文書として、「平成 19 年度住吉区地域女性団体協議会名簿」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、一部を公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当
（説明）

個人の住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 5 月 23 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、

行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が、今回の異議申立てをするに至った経過として、大阪市会図書室において保管されていた「大阪市住吉区団体名簿」（住吉区政協力会編集兼発行）を閲覧したところ、本件決定を受けた名簿と同様の名簿が掲載されており、住吉区地域女性団体協議会役員の氏名とともに住所及び電話番号が記載されていた。

そのため異議申立人は、本件決定を不服とし、その取消し及び全部公開を求めているところであるが、当該名簿については、個人情報保護法の施行に伴い、平成 17 年度版以降は、市民局からの平成 17 年 6 月 15 日付け事務連絡「各種団体役員名簿の取扱いについて」を受け、当該名簿に掲載する個人情報の項目、利用目的（①各団体間の連絡調整のため、②区における振興、福祉、防災その他区政にかかる事務又は事業の遂行のため）及び配付先について、予め名簿登載該当者に明示しており、配付先の範囲についても、掲載団体・本市の機関・その他区政協力会等が必要と認めるものに限定する等、厳正な取扱いを行っている。

したがって、平成 17 年度版以降の当該名簿は、市会図書室には配付されておらず、一般に公にされているものではない。

異議申立人が閲覧し、異議申立ての根拠となった名簿は、平成 16 年度版以前の名簿であると思慮され、平成 19 年度分の名簿とは取扱いも異なり、比較の対象にはならないため、条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当しないものである。

第 4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

大阪市住吉区役所情報公開担当者が、本件請求を、条例第 7 条第 1 号に該当するとして部分公開を決め、区長の決裁をもらい、通知書を送ってきた。

しかし、大阪市会図書室で、「大阪市住吉区団体名簿」を閲覧すると、条例第 7 条第 1 号に該当する個人の住所及び電話番号が羅列されていた。

故に「個人情報保護」と御題目を唱える本庁及び区役所の各情報公開担当者の力量、適性及び能力は低く、また、本条例はザル条例であり、本件を機に改正されることを願い、異議申立てをするものである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第 7 条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第 7 条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開

を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないこととはいうまでもない。

2 対象文書について

本件文書は、住吉区地域女性団体協議会の事務局が置かれている住吉区役所区民企画担当が作成した「平成 19 年度住吉区地域女性団体協議会名簿」である。

実施機関によれば、住吉区地域女性団体協議会は、市内各地域の女性会相互の連絡とその健全な発展を図り、併せて女性の教養、生活及び地位の向上に寄与することを目的に結成された大阪市地域女性団体協議会の下部組織であり、区内の各单位女性会の会長によって組織されているとのことである。

本件文書には、住吉区地域女性団体協議会の各会員について、所属する单位会の名称、会長及び副会長等の役職、氏名、住所並びに電話番号が記載されているが、実施機関は、本件決定により、これらの情報のうち、住所及び電話番号（以下「本件情報」という。）を非公開としている。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第 7 条第 1 号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、同号により非公開とした情報を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書のうち非公開とした情報の条例第 7 条第 1 号該当性の問題である。

4 条例第 7 条第 1 号該当性について

- (1) 条例第 7 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている公文書は、条例第 7 条第 1 号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。
- (2) 本件文書に記載された本件情報を含む各情報は、平成 19 年度住吉区地域女性団体協議会の各会員個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 1 号本文に該当すると認められる。
- (3) 実施機関の説明によると、住吉区地域女性団体協議会名簿は毎年度作成しているが、本件文書など各区役所が作成する各種団体役員名簿については、市民局区政課長及び同局人権室担当課長が各区総務課長に宛てた平成 17 年 6 月 15 日付け事務連絡「各種団体役員名簿の取扱いについて」に基づき、取扱いを統一してい

ることである。

同事務連絡によれば、各種団体役員名簿について、「個人情報の保護に関する法律」に規定する「個人情報取扱事業者の義務」に準じて個人情報を適切に取扱うよう、各区に対して要請しており、具体的には、利用目的を各団体間の連絡調整等に特定し、配付先を掲載団体及び本市の機関等に限定するほか、名簿取扱事務の目的の範囲を超えた利用や第三者への提供を禁止するとしている。

また、各種団体役員名簿は一般の閲覧や貸出に供するものではないことから、図書館等に寄贈する場合は、非公開として取扱うよう求めることとしている。

実施機関によれば、同事務連絡があった後は、各種団体役員名簿は一般に公にしておらず、市会図書室への配付も行っていないとのことである。

- (4) 当審査会において、本件情報を見分したところ、住吉区地域女性団体協議会の各会員の自宅の住所及び電話番号であると認められるが、前記(3)に記載の実施機関における取扱いを踏まえると、本件情報は、条例第7条第1号ただし書アの法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、また、同号ただし書のイ又はウにも該当しない。

さらに、本件情報は、氏名等と組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる部分であると認められることから、条例第8条第1項及び第2項の部分公開に関する規定も適用されない。

したがって、本件情報を条例第7条第1号に該当するため非公開とした実施機関の決定は妥当である。

- (5) なお、実施機関に確認したところ、前記第4において異議申立人が指摘している市会図書室に配架されていた名簿は、住吉区政協力会が平成16年9月に発行した平成16年度版の大阪市住吉区団体名簿であり、当該名簿には、本件文書とおおむね同じ内容が記載されていたとのことである。

また、実施機関によれば、同名簿は、前記(3)に記載の事務連絡が出される前に市会図書室に提供したものであるが、本件における異議申立人の指摘を受けて、直ちに市会図書室から回収したとのことである。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川崎裕子、委員 大野潤、委員 野呂充、委員 木下智史